

# 退職手当差額請求について

## 1 請求について

(1)対象者 ⇒ 退職後に、給料額の改定があった者

(2)請求時期 ⇒ 原則1月以内の裁定となっているため、今月(1月)中に請求書をご提出ください!

### (3)提出書類

▽退職手当差額請求書(別記様式第10号)

▽履歴書(別記様式第11号)(任意の様式可)

▽退職所得の受給に関する申告書(別記様式第12号)

▽送金先口座の通帳写し:表面(口座番号と名義)と表紙の裏面(支店等と氏名のふりがな)

### (4)提出時のチェックポイント

▽退職手当請求書(別記様式第9号)

- ・現住所 ⇒ 退職所得の受給に関する申告書(別記様式第12号)の現住所と一致しているか!
- ・送金先金融機関名、支店等名、口座番号  
⇒ 送金先金融機関は、漁協以外となっているか!  
⇒ 郵貯銀行の場合、送金用口座番号(通帳表紙の裏面記載)となっているか!

▽履歴書(別記様式第11号)(任意の様式可)

- ・月例給の改定以外の部分は当初請求時の内容でご提出ください。

▽退職所得の受給に関する申告書(別記様式第12号) ⇒ 本組合HPIにある新様式を使用してください!

- ・平成26年分となります。(支払日でなく、退職の日の「年」となります!)
- ・税務署長、市町村長への提出日は、今回の請求日を記載してください。
- ・A欄より上の部分は、基本的に前回提出いただいたとおりの内容を記載してください。  
※現住所は、文字通り現在の住所!その年の1月1日現在の住所は、平成26年1月1日の住所!
- ・B欄 ⇒ A欄と同様の期間を記載してください。
- ・E欄 ⇒ 当初支給した退職手当の計算書から、金額等を記載してください。

## 2 特別負担金について

差額裁定を行った場合、下記の例にあるように、当初裁定を行った際の特別負担金より減額となるケースがあります。

### 《特別負担金が減額となる例》

当初裁定時(改定前): ①最終給料額 300,000円 ②計算給料(退職時1年前の給料の4号上位)額 290,000円  
①-②=10,000

差額裁定時(改定後): ①最終給料額 305,000円 ②計算給料(退職時1年前の給料の4号上位)額 296,000円  
①-②=9,000

⇒計算給料額との差額が少なくなったことにより、特別負担金の額が減となる。

### 《対応案》

①特別負担金が減となる者のみの場合

⇒当初裁定時分と差額裁定時分の特別負担金の額を示したうえで、過徴収となっている額の返戻分の請求依頼文書の本組合から送付し、ご請求いただく。

②特別負担金が「増の者(Ex. +1500円)」と「減の者(Ex. △3000円)」があり、合計額が減(Ex. △1500円)となる場合  
⇒①の場合と同様に内訳を記載した請求依頼の文書を送付し、ご請求いただく。

③特別負担金が「増の者(Ex. +3000円)」と「減の者(Ex. △1500円)」があり、合計額が増(Ex. +1500円)となる場合  
⇒従来どおり「特別負担金の請求について」と「納入告知書」で合計額(Ex. 1500円)を請求。  
特別負担金の請求についての内訳欄には、プラスとマイナスの額が記載される。

⇒ 上記の対応案で問題がある場合は、平成27年1月27日(火)までにご連絡ください。